

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	7-1
処分の種類	公益事業以外の事業の停止命令			
根拠法令条例等・条項	宗教法人法第79条第1項			
処分の概要	宗教法人が行う公益事業以外の事業が、宗教法人の目的に反する事実があると認めるときは、1年以内の期間に限り、当該事業の停止を命ずること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】宗教法人法第79条第1項 (公益事業以外の事業の停止命令) 第七十九条 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。			
基準の制定根拠	—			